

1. 1955年臨時国勢調査の概要

1. 調査の沿革

琉球における国勢調査は1920年（大正9年）の第1回国勢調査に始まり、1940年（昭和15年）の第5回国勢調査に至るまで沖縄県として行われて来た。1944年（昭和19年）2月22日に簡単な人口調査が実施されたが、戦時の特殊な事情によつてその調査結果は公表されていない。戦後初めて調査が実施されたのは、琉球列島軍政本部による1950年の国勢調査である。したがつて今回の臨時国勢調査は、1950年につぐ戦後第2回目の調査であり、大正9年よりすると第8回目の国勢調査となる。

名 稱	調 査 期 日	調 査 機 関
第1回国勢調査	大正9年10月1日	日 本 政 府
大正14年国勢調査	大正14年10月1日	〃
昭和5年 〃	昭和5年10月1日	〃
昭和10年 〃	昭和10年10月1日	〃
昭和15年 〃	昭和15年10月1日	〃
昭和19年人口調査	昭和19年2月22日	〃
1950年国勢調査	昭和25年12月1日	琉球列島軍政本部
1955年臨時国勢調査	昭和30年12月1日	琉 球 政 府

なお1955年臨時国勢調査は終戦後初めて制定された統計法に基づき、指定統計として琉球政府により調査された。なお就業関係の調査事項は標本調査の方法を用いて調査した。

2. 調査機関

1955年臨時国勢調査は琉球政府創立以来初めてのものである。調査の組織としては市町村の地方行政組織網が活用された。すなわち行政主席の指揮監督のもとに、市町村長がその管轄区域内の調査の執行を指揮監督した。さらに市町村の区域を区分して調査区が設定され、ほぼ4調査区に1人の国勢調査員が任命され、この国勢調査員が市町村長の指揮監督をうけて担当地域内の調査の実務に当り、別に国勢調査員約12人に1人の割合で国勢調査指導員が任命され、市町村長の指揮監督を受けて国勢調査員の指導や調査書類の検査などの事務に当つた。

この国勢調査員の総人員は983名で、国勢調査指導員は78名であつた。

3. 調査期日

1955年臨時国勢調査は1955年12月1日現在によつて行われた。

4. 調査の範囲

(A) 地域的範囲

琉球政府章典第1条に定める諸島及び領海が、1955年臨時国勢調査の地域範囲である。

(註) この範囲は旧沖縄県に相当するもので次のとおりである。

北緯	28度	東経	124度40分
〃	24〃	〃	122度00分
〃	24〃	〃	133度00分
〃	27〃	〃	131度50分
〃	27〃	〃	128度18分
〃	28〃	〃	128度18分

1950年国勢調査においては、十島村を除く旧奄美大島が含まれていた。

(B) 人的範囲

(1) 調査された人々

- 1955年12月1日午前0時現在において、琉球政府章典に示された範囲内に常時居住する人々を調査した。
- 調査時前に琉球内の港湾を発し、調査時後3日以内に琉球内の港内に入つた船舶に乗り込んでいる者で、その船舶に住居を有するものについては、これを調査時において琉球内に住居を有するものとみなして調査した。

(2) 調査から除かれた人々

- 外国人のうち米国政府当局の命令により、米国軍隊の任務を帯びて琉球列島内にはいつた軍人、軍属及びこれに随伴する者、並びにこれらの者の家族。
- 軍クラブ、アメリカ赤十字、及び琉球列島内において単に米国軍隊の利益のために活動している特別使節団体の琉球人以外の被雇用者。
- 外国政府の公務を帯びて琉球に駐在する者及びこれに随伴する者並びにこれらの者の家族。
従つて外国人の観光客、パイヤー等も調査され、琉球人が米国民政府に勤めていても常時居住する者であれば調査されている。

5. 調査の対象

(A) 常住人口と現在人口

観察時刻に、特定の地域に現在する人口をすべてその地域に帰属させた人口を現在人口、特定の地域に常時居住する人口をその地域に帰属させた人口を常住人口という。今回の臨時国勢調査で調査したのは「常住人口」である。

(B) 常住地の定義

1955年の調査では常住地を次の様に定義した。

常住地とは同一場所に居住した期間及び居住しようとする期間を通算した期間が4ヶ月以上にわたるものについてはその場所を云い、4ヶ月に満たない者についてはその者の現にある場所を云う。ただし下の各号に掲げる者については当該各号に規定する場所をその者の常住地とみなした。

(1) 学生生徒

自宅を離れて自宅以外の場所、例えば寄宿舎や下宿に居住している学生、生徒は自宅ではなくその人が居住してい

る寄宿舎、下宿で調べた。

(学生生徒とは琉球教育法、看護婦養成学校法に定める学校に通学するものをいう。)

(2) 特殊病院

- 精神病院、結核療養所、らい療養所（愛楽園、南浄園等）の入院患者、療養者は自宅があつても、その人が入院または入所している病院、療養所を常住地とした。
- 前にいつた病院、療養所以外のすべての病院、療養所等の入院患者はそこに今まで4ヶ月以上入院している人だけをその病院、療養所を常住地とし、入院してから4ヶ月に満たない人はその自宅を常住地とした。但し、他に自宅が無い人の場合は病院、療養所を常住地とした。

(3) 船舶乗組員

1955年12月1日現在、船舶に乗り組んでいる人で、陸上に自宅が有る人はその自宅を常住地とし、船舶以外に居住する所が無い人はその船舶に常住しているものとした。

(4) 受刑者

刑務所の収容者のうちで刑が確定して収容されている人、すなわち、判決の言い渡しがあつて上訴していない人はそこを常住地とした。たとえ他に自宅があつても自宅を常住地としない。しかし刑務所に入つていても刑がまだ確定しない人及び留置場にいる人は、そこを常住地としないで全部自宅とした。(ただし自宅が無い人はそこを常住地とみなした。又刑が確定していても12月1日現在刑務所や、少年刑務所に収容されていない人は自宅を常住地とした。)

(5) 常住地のない者

平常居住している所がない人(例へば浮浪者)とか、どこを常住地としてよいのかわからない人(一定の常住地が無い巡業サーカス団等)は1955年12月1日、すなわち調査時にいた所を常住地とした。

6. 調査の方法

(A) 調査区の設定

全琉的に統一された基準に従つて調査区を設定し、その地図を作成した。調査区は普通調査区、特別調査区、水面調査区の3種類に分けられ、普通調査区は人口の集中している全地域にわたり、1調査区平均50世帯の割合で明瞭な地理的境界を利用する様にして設定された。特別調査区は常住者がいないか、いても非常に少い地域、または特殊の人口の集つている地域に設定された。その内訳は ①山林、山岳、原野地帯 ②広大な耕地 ③広大な埋立地、干拓地 ④大きな湖、沼、池 ⑤広大な公園、広場及び墓地 ⑥無人島 ⑦広大な工場地域 ⑧公共営造物及び社会施設 ⑨進駐軍兵舎、空軍基地、進駐軍及びその家族の居住する住宅地域である。

水面調査区は港湾の水域に設定された。この様な調査区設定の事務は、市町村長が1955年臨時国勢調査調査区設定及び地図作成要領によつて行つた。こうして設定された調査区数は、全琉で4,049である。

この調査区の設定と調査区地図の作成は ①調査の重複、脱漏を防ぎ結果の正確を期する事 ②各種の抽出調査の抽出単位を設定する事、を目的としている。こうして1955年国勢調査のために設定された調査区および調査区地図は、各種

の統計調査、なかんずく抽出調査に広範囲に利用されるに至っている。なお、この第二の目的は従来の調査にみられない特色をなしている。

(B) 調 査 票

- (1) 1955年臨時国勢調査に用いた調査票は、標本世帯用とそうでない世帯に用いるものとの二種に色分けされ、世帯単位に1枚の調査票を用いた。1枚の調査票には住居関係の調査事項を盛る住宅票と世帯員（世帯主を含む）を個人毎に記載する人口個人票が、合計して標本世帯用が6個、標本世帯でない世帯用が8個盛られていて、集計の際は之を切断して手集計に便するよう工夫された。

この外英文調査票が個人単位に準備された。

- (2) 照査票は標本調査区に用いるものと、標本でない調査区に用いられるものの2種が作られた。標本調査区用の照査票は、世帯抽出率が異なる毎に之に応ずる抽出が出来る様、黒い枠が設けられ、之に記載された世帯が標本世帯となる様工夫されている。この様に照査票は世帯及び世帯人員の確認に役立てられるばかりでなく、標本世帯の抽出にも利用された。

- (3) 世帯毎に世帯員の氏名、生年月日、就業先の名稱などを記入する欄が設けられ、趣旨書などが補助票の役割をなした。また調査票をまとめるために市町村毎に要計票が用いられた。

(C) 準 備 調 査

準備調査は1955年11月24日から11月30日の間に行われたが、その目的とするところは実地調査に当つて重複脱漏のないように態勢を整えるということにある。調査員は担当調査区内の世帯をもれなく巡回訪問して、調査の趣旨を説明すると共に「おほえ書」欄の記入要領を指導した。この際照査表に世帯主氏名、世帯人員などを記入して裏面に世帯の所在地を示す地図を作つた。更に実地調査の目的として世帯番号札を世帯の戸口に貼布した。

(D) 実 地 調 査

実地調査は1955年12月1日から4日迄の4日間にわたつて行われた。調査員は準備調査期間に作成した照査表によつて、世帯番号の順に世帯を訪問して「おほえ書」を受けとり、これを参考にして調査期日現在においてその世帯に常住したかどうかを決定して、調査表を他計申告の方法をもつて作成した。調査表の記入と準備調査で作つた照査票を照合して調査票によつて必要な訂正を行つた。

(E) 特殊な地域又は人口の調査

(1) 矯正施設及び特殊社会施設

これ等の調査は関係当局と連絡協議し、調査員は原則としてその施設の職員から選ばれ、市町村長の監督の下に調査に当つた。

(2) 駐留軍地域

米軍要員（軍人、軍属など）は調査から除外されたが、その地域内に調査の対象となる琉球人などの居住地域があるため、立入禁止の地域に対しても米国民政府の協力を得て、調査を実施することが出来た。

7. 調査事項

1955年の調査事項は次のとおりである。

- (1) 世帯の種類
- (2) 住居の種類 住居の種類が住宅である世帯についてはその所有面積、居住室の畳数
- (3) 住居の構造
- (4) 世帯主の氏名
- (5) 世帯主との続柄
- (6) 男女の別
- (7) 出生の年月日
- (8) 配偶関係
- (9) 本籍又は国籍

1941年（昭和16年）11月30日までに生まれた人については、1955年11月24日から30日までの7日間における次の事項について調査した。

- (1) 就業状態
- (2) 所属する事業所の名称
- (3) 事業（産業）の種類
- (4) 仕事（職業）の種類
- (5) 従業上の地位

上記調査事項は標本世帯のみについて調査した。

(A) 標本抽出要領

調査区を単位として14層に分け、各層から調査区を抽出し、更に抽出された調査区から世帯を抽出すると云う層化2段抽出方法を採用した。抽出世帯数は約8,000である。従つて標本で調査された調査事項を含む結果表は100位で表章されている。

2. 用語の定義

1. 配偶関係

1955年調査における配偶関係は、入籍など法的関係の有無にかかわらず、調査時の実際の状態によることとし、内縁関係のものも有配偶とみなした。

結果の表章はつぎの4種類に分けられる。

- 未婚……………まだ結婚したことのない者
- 有配偶……………現在配偶者のある者
- 死別……………配偶者と死別して現在独身の者
- 離別……………配偶者と離別して現在独身の者

2. 労働力、非労働力

1955年調査では標本調査により満14才以上の者について就業状態を調査した。

1955年11月24日から31日までの1週間における就業の実際の状態によつて下記の4種類に区分された。

(1) 従業者

調査週間中収入のある仕事に1時間以上従事した者（無給で従業者中の家族従業者を含む）

(2) 休業中の者

平常は仕事を持ちながらこれを休んでいるものの中、雇用者で給料、賃金の支払を受けている者、または休業してから30日未満の者及び、自営業主でその人が経営する事業所があるが、何かの事情で事業を1時中止しているがその事情が解決すれば再開される状態にあるときには休業中とした。家族従業者中に休業中の者はない。

(3) 完全失業者

調査週間中就業せず、また平常も仕事をもっていない者のうち、就業が可能でこれを希望し且つ、仕事を探している者、なお調査週間前に就職を申し込みその結果を待っている者を含む。

(4) 非労働力

14才以上の人口中、上記以外のものを非労働力人口と云う。

3. 職業

1955年国勢調査の職業分類の概要は次のとおりである。従業者の職業は調査週間中、実際に従事した仕事の種類により、休業者は休業中の仕事の種類によつてきめた。以上いずれの場合でも1人の者が2種以上の仕事に従事した場合は、就業時間のもつとも長いものにより、時間が同じときは収入の多いほうの仕事によつた。この職業分類は、10の大分類、39の中分類、246の小分類から出来ている。各大分類項目の内容を概説すれば、次のとおりである。

(1) 専門的、技術的職業

特殊な知識または技術と多くの場合高等教育卒業、あるいはそれと同程度の学力、または免許を必要とする専門的

または技術的職業に従事するもので、技術者、医師、薬剤師、弁護士、弁理士、教師、芸術家等と通常呼ばれるものを集括する。

(2) 管理的職業

事業所、事務所の全般、または一課、あるいはこれと同程度以上の経営管理を行うものであつて、みずからは直接事務、販売作業等に従事しないもの、すなわち会社役員、支配人、駅長、船長、課長以上の公務員等を集括する。

(3) 事務従事者

管理指揮等の責任をもたないで、一般に管理的職業に従事するものの監督の下に各種の事務または事務所の仕事に従事するもので、事務員、タイピスト、電話交換手、集金人等を集括する。

(4) 販売従業者

商品、保険、不動産、証券等の売買、売買の中介勧誘または宣伝等に従事するものを集括する。

(5) 農夫、伐木夫、猟師、漁夫及び類似従業者

自然の有用産物の中の鉱産物を除いた農産物、林産物、畜産物、水産物等の栽培育成採取などに従事するものを集括する。

(6) 採鉱、採石の職業

鉱山および土石採取場等において主として地下で石炭その他の鉱物の採掘、抗道の掘進（トンネルの進さくを含む）それらの地表までの運搬および選炭作業に従事するもので、採鉱夫、さく岩夫、掘進夫、坑内運搬夫、選炭夫等を集括する。

(7) 運搬的職業

自動車、機関車、船舶およびその他の交通機関を運転または操作し、人および物の輸送に従事するものおよびその助手などで、乗用自動車運転手、機関車機関士、機関助手、船頭等を集括する。

(8) 特殊技能工、生産工程従業者及び単純労働者

各種の特殊技能工ならびに生産工程における半技能作業および単純労働に従事するもので、機械組立工、旋盤工、鍛材工、起重機運転工、屋根職、土工、仲仕等を集括する。

(9) サービス的職業

家事サービス、保安サービスおよびその他の対個人サービスに従事するもので、女中、派出婦、警察官、靴みがき、赤帽、芸技、ダンサー等を集括する。

(10) 分類不能の職業

上記のいずれに分類すべきか不明の場合、または記入不詳で分類し得ないものを集括する。

4. 産業

個人の経済活動を各人が営んでいる事業所、またはいわゆる職場の事業の種類によつて分類したのが産業分類である。

2種以上の事業が営まれている事業所で営んだ者は、その者が実際に営んだ部門の事業によつて分類した。その者が営んだ事業所が2種以上の事業所を営んでいて何れに決めて良いかはつきりしない場合は、その事業所の主な事業の種類によつた。調査週間中2つの異つた事業に同じ職業で従事していた場合は、その者がもつとも多くの時間を費した事業または

事務の種類によつて分類した。

なお「公務」は非現業の官公庁職員のみをいい、現業庁、作業庁の職員はその現業庁、作業庁が行っている事業の種類によつて、それぞれの産業に分類した。

産業分類は12の大分類、33の中分類、121の小分類からなる。大分類項目の内容はつぎのとおりである。

(1) 農 業

農耕、畜産、養蚕、養蜂等を業とするもの、並びにこれらの委託をうけ、または請負契約の下に農業に直接関係のある専門的業務のサービスを行う業、すなわち蚕種製造業、飼卵業、種付業、造園業等に従事するものを集括する。

(2) 林業及び狩猟業（伐木業を含む）

伐木業、木材運搬業、森林産育業、樹皮その他の林産物の蒐集を行う事業ならびにこれらと関係するサービス業に従事するものを集括する。なお、わなかけ業、かすみあみ業などの狩猟業に従事するものも本項目に集括する。

(3) 漁業及び水産養殖業

海面、河川、湖沼等に自然繁殖している動植物の採捕を行う事業、または水棲動植物の移殖、放苗、育成、培養、収穫等を行う事業に従事するものを集括する。

(4) 鉱 業

有機物、無機物を問はず、天然に個体、液体あるいはガスの状態で生ずる鉱物の採取、採掘を行う事業に従事するものを集括する。

(5) 建 設 業

建築物またはその他の工作物の建設構築、または建設現場においてその他の設備を定着させる等の事業に従事するものを集括する。

(6) 製 造 業

有機または無機の物質に物理的、化学的变化を加えて生産物を製造し、これを卸売する事業に従事するものを集括する。この場合事業の形体は工場組織であると家内工業であるとを問わない。またこの事業に従事するものの特徴としてはだいたいの動力機械あるいは各種の器具を使用するが多いが、手作業であつてもよい。

(7) 卸売業及び小売業

小売業者またはその他の業務用需要者のために商品の販売を行う事業ならびに個人用または家庭用に消費するために商品の販売を行う事業に従事するものを集括する。なお、鉱工業会社の販売事務所、貿易業、代理商、仲立業、製造小売業等に従事するものも本項目に集括する。

(8) 金融、保険及び不動産業

銀行、信託、証券、無盡、質屋、保険、保険代理店等の事業および不動産の所有運用、貸借運用、建売り、土地分譲代理、仲介、ならびにこれらに附帯するサービス業に従事するものを集括する。なお政府企業である郵便貯金、簡易生命保険に従事するもの、または協同組合などの行う金融業、保険等に従事するものも本項目に集括する。

(9) 運輸通信及びその他の公益事業

道路、水路、空路による旅客、貨物の運輸業、運輸に附帯するサービス業、倉庫業、郵便、電信、電話業、放送業及びその他の通信サービス業、電気業、ガス業、水道業、衛生業（下水、塵埃、汚物処理業）等の事業に従事するもの

を集括する。

(10) サ ー ビ ス 業

主として個人及び事業所に対してサービスを行う事業に従事し、かつ、他の大分類に分類されない種々の事業、たとえば旅館、貸間、下宿、洗髪業、洗濯業、写真業、理髪美容業、浴場業、広告業、私営職業紹介業、ニュース供給業、自動車修理業、ガレージ業をはじめ娯楽興業、医療保健業、教育、宗教および非営利的各種団体等の事業に従事するものを集括する。なお駐留軍に雇用されている者もこの項に分類した。

(11) 公 務

中央官庁、市町村役所等正規の行政事務を行う部門の勤務者を集括する。中央官庁もしくは地方公共団体の営む運輸通信、教育、製造、商業または金融機関で正規の行政事務以外の事務を行ういわゆる実業庁、作業庁の勤務者はその業務の内容によりそれぞれの分類項目に分類した。

(12) 分類不能の産業

上記のいずれに分類すべきか不明の場合または記入不詳で分類し得ないものを集括する。

5. 従 業 上 の 地 位

1955年調査では就業者はつぎの5つの従業上の地位に分けられている。

(1) 雇用者のある業主

個人経営事業を主宰経営し、1人以上の有給の雇人を使用している者である。この分類には店舗、工場等はもちろん農業を主宰経営しているものも含む。また有給の助手を使用している医師、弁護士のような専門的職業に従事している者もこれに含まれる。

(2) 単 独 の 業 主

有給の雇人を全然使用していない個人経営者である。1人以上の無給の家族従業者を使用している業主もこれに含まれる。有給の雇用者を使用していない者は農場、店舗、工場経営者であると専門的職業に従事している者であるとを問はない。

(3) 無給の家族従業者

同一世帯の世帯員で、世帯主または他の世帯員の業務に無給で従事しているものをいう。しかしながら親戚の人の家業を無報酬で手伝った場合も無給の家族従業者である。

(4) その他の雇用者

工場、店舗、会社、団体、その他の法人等の事業体にやとわれて賃金、給料を受けている者である。工員、店員、事務員、販売人その他の労務者のみならず銀行、会社、組合等の頭取、社長、支配人、重役、その他の有給職員はすべてこれに当る。

(5) 官 公 の 雇 用 者

政府、市町村役所に雇われているすべての雇用者である。仕事の種類、階級の如何を問わない。また現業部門の仕事に従事している者もこれに含まれる。

(6) 軍 雇 用 者

駐留軍に雇われているすべての雇用者で次の各号のものがこれに該当する。

- a. 米軍関係の仕事をして賃金、給料の支払を米軍政府割当資金から受けている者
- b. 米軍関係の施設、即ちPX、軍クラブ等米軍の非割当資金より賃金、給料の支払を受けている者
- c. 米軍政府の請負業者の被雇用者または下請業者の被雇用者
- d. 米軍要員（軍人、軍属）の雇用者、即ち米軍軍人、軍属及びそれらの家庭の使用人などをいう。

（注）米軍人、軍属以外の外国人、即ち日本人の個人による雇傭者、支那、フィリッピン人の特免外商などの外国人雇用者はここに云う軍雇用者ではない。其の他の雇用者に含まれる。

6. 世 帯

1955年調査では世帯の種別は、普通世帯と準世帯とに分類した。

普通世帯とは……同じところに住んでいて家計をともにしている2人以上のあつまり及び一人で一戸をかまえて暮しているものをいい、

準世帯とは……間借をして一人で暮しているものか、寄宿舎、下宿屋などに集つて住んでいる人達をいう。

つ ま り

- (1) 普通世帯と同じ家（世帯）に住んでいる同居人、間借人などは間代食費などを支払っていない人だけをその普通世帯に含め、間代食費などを支払っている同居人、間借人などのうち単身者（何人いても一つにまとめて）は一つの準世帯とし、家族などと生計をたてているものは別の普通世帯とした。
- (2) 寄宿舎、下宿屋、病院などの寄宿人、入院患者などは全部を一まとめにして一つの準世帯とする。ただし、それらの人たちが家族などととも生計をたてている場合は別の普通世帯とした。
- (3) 普通世帯にいる住込雇人は、その普通世帯員になる。しかしその雇人の家族などと生計をたてていれば別の普通世帯とした。
- (4) 浮浪者などは集っている場所ごとにまとめて一つの準世帯とした。

7. 居 住 状 態

世帯の居住状態に関する用語の定義は次のとおりである。

(1) 住 宅

本来1つの世帯が独立して家族生活を営むことが出来る様に建てられ、または改造された永続性のある建物（完全に区画された建築物の1部を含む）を云う。なお、店舗、作業場がついていても住宅である。

(2) 持 家

居住者が所有している住宅をいう。

(3) 給 与 住 宅

会社、個人、団体、官公庁等が所有または管理していて、その職員やその家族を職務の都合上、または給与の一部として住居させている住宅をいう。

(4) 借 家

居住者が借りている住宅で給与住宅でない住宅を云う。

(5) 間 借

他の世帯の住んでいる住宅（持家、借家または給与住宅）の1部に住んでいる場合を云う。なお2以上の世帯が住宅に住んでいる場合にはその中の1つの世帯は持家、給与住宅または借家に住んでいるものとし、他の世帯は全部間借とした。したがって持家、借家、給与住宅に住む世帯数は同時に住宅の戸数を意味する。全世帯数から間借の世帯数を除いた数は住宅の戸数となる。

(6) 畳 数

世帯が使用する各居住室（居住のために使用する室で就寝に供し得る室）の畳数の合計である。洋間のような居住室は1坪2畳の割合で畳数に換算し合計した。（合計のうえ1畳未満の端数は切り捨てた）従つて押入、玄関、台所などは畳数には算入されない。

(7) 耐 火 造

住居の主要構造部分が耐火不燃性の材料で造られているものを云う。

(8) 木 造

住居の主要構造部分が木材で造られているものを云う。

(9) そ の 他

耐火造、木造以外の住居で、住居としての設備は整っているが耐火造、木造の、そのいづれでもないその他の住居を云う。

3. 従 前 の 調 査 と の 比 較

1. 調 査 の 対 象

- (1) 1950年の国勢調査では現在人口を調査したが、1955年臨時国勢調査では常住人口を調査した。
- (2) 常住人口は平常居住する場所にとらえた人口であるが、現在人口は調査時点に現在した場所（旅行中であれば旅館）にとらえた人口である。
- (3) 外国の資料と比較上の便宜をはかるため、参考までに日本戦後の調査対象を示すと次の通りである。
 - a. 昭和25年、昭和30年共に常住人口を調査した。
 - 但し、前者は居住期間を6ヶ月以上とし、後者は3ヶ月以上とした。
 - なお昭和25年は現在人口も併せて調査してある。
- (4) 学生、生徒、入院患者、船舶乗組員、刑務所等の収容者等、特殊な人口の調査の場所についての取扱はほとんど一致している。
- (5) 昭和15年（1940年）の調査では原則として昭和10年以前と同様に現在人口を調査したが、軍人、軍属等については、それらが海外にあると否とを問はず、その現住所（留守家族などのいる応召または徴傭時の住所）で調査した。

- (6) 大正9年から昭和10年までの各調査では調査時にいた一般の外国人はもとより外交使節員などすべての人について調査された。

2. 調査の地域

- (1) 1955年臨時国勢調査の地域の範囲は前述の通りで旧沖縄県に相当する。
- (2) 1950年国勢調査は旧鹿児島県大島郡の大部分を含めた地域について調査されたが、その内、群島別に結果を表章する際の地域区分としての宮古群島、八重山群島は旧宮古郡、八重郡に相当するもので、沖縄群島は旧国頭郡、中頭郡、島尻郡、那覇市、首里市を包含するものである。従つて調査地域は戦前も、1950年も、今回の1955年の臨時国勢調査と大差はないものとみて差支えない。また結果表章にもこの点を留意してある。